

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名： 農林水産省

新たな対策が盛り込まれることとなる新食料・農業・農村基本計画は、平成22年3月に策定される予定であり、今回の政策評価調書の公開に当たってお示しする政策体系は、旧基本計画に基づく暫定的なものとなっております。

| 21年度成立予算における政策評価体系図<br>【政策評価会(21年6月了承<br>公表)】(注3)                                                      |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 上位レベル (注1, 2)                                                                                          |  |  |
| 中位レベル (注1, 2)                                                                                          |  |  |
| 下位レベル (注1, 2)                                                                                          |  |  |
| I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 |  |  |
| 1. 主要食糧の需給の安定を図るとともに、食品産業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保する。                                                       |  |  |
| (1) 食品産業の競争力の強化                                                                                        |  |  |
| (2) 主要食糧の需給の安定の確保                                                                                      |  |  |
| 2. 消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立するとともに、望ましい食生活の実現を図る。                                                    |  |  |
| (1) 食の安全及び消費者の信頼の確保                                                                                    |  |  |
| (2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進                                                                                |  |  |
| 3. 我が国の特色を活かし、需要に応じて新鮮で高品質な農産物を合理的な価格で、安定的かつ持続的に供給できる体制を確立する。                                          |  |  |
| (1) 国産農畜産物の競争力の強化                                                                                      |  |  |
| (2) 環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換                                                                            |  |  |
| 4. 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。                                                            |  |  |
| (1) 意欲と能力のある担い手の育成・確保                                                                                  |  |  |
| (2) 農業者への経営支援の条件整備                                                                                     |  |  |

| 22年度概算要求における政策評価体系図<br>【政策評価会(22年4月了承<br>公表(予定))】(注4)                                                  | 調書番号 | (注5) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 上位レベル                                                                                                  |      |      |
| 中位レベル                                                                                                  |      |      |
| 下位レベル                                                                                                  |      |      |
| I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 |      | (注6) |
| 1. 主要食糧の需給の安定を図るとともに、食品産業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保する。                                                       |      |      |
| (1) 食品産業の競争力の強化                                                                                        | ①    |      |
| (2) 主要食糧の需給の安定の確保                                                                                      | ②    |      |
| 2. 消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立するとともに、望ましい食生活の実現を図る。                                                    |      |      |
| (1) 食の安全及び消費者の信頼の確保                                                                                    | ③    |      |
| (2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進                                                                                | ④    |      |
| 3. 我が国の特色を活かし、需要に応じて新鮮で高品質な農産物を合理的な価格で、安定的かつ持続的に供給できる体制を確立する。                                          |      |      |
| (1) 国産農畜産物の競争力の強化                                                                                      | ⑤    |      |
| (2) 環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換                                                                            | ⑥    |      |
| 4. 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。                                                            |      |      |
| (1) 意欲と能力のある担い手の育成・確保                                                                                  | ⑦    |      |
| (2) 農業者への経営支援の条件整備                                                                                     | ⑧    |      |

## 政策評価調書(政策評価体系図)

|                                                         |                                                          |   |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---|
| 5. 農業・農村の整備・保全を推進するとともに、農村の経済の活性化や都市との交流等を促進し、農村の振興を図る。 | (1) 農地、農業用水等の整備・保全                                       |   |
|                                                         | (2) 都市との共生・対流等による農村の振興                                   |   |
|                                                         | 6. 森林の多面的機能の発揮を図るとともに、それに重要な役割を果たす林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。 |   |
|                                                         | (1) 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮                               | ⑨ |
|                                                         | (2) 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進                           | ⑩ |
|                                                         | 7. 水産物の安定供給体制の整備を図るとともに、それに重要な役割を果たす水産業の健全な発展を図る。        |   |
|                                                         | (1) 水産物の安定供給の確保                                          |   |
|                                                         | (2) 水産業の健全な発展                                            |   |
|                                                         | 8. バイオマスの利活用を推進し、循環型社会の形成を加速化する                          |   |
|                                                         | (1) バイオマスの利活用の推進                                         |   |
| 9. 世界の食料需給の安定に貢献するとともに、我が国の農林水産物等の輸出を促進する。              | (1) 食料・農業・農村に関する国際協力の推進                                  |   |
|                                                         | (2) 農林水産物・食品の輸出の促進                                       |   |
|                                                         | 10. その他必要に応じ総合評価を行うもの。                                   |   |
|                                                         | (1) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進                                |   |
|                                                         | (2) 農林水産分野の研究開発                                          |   |

(記載上の注意)

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること。(→調書番号①～⑰の下位レベルは、毎年評価を行う「政策分野」名であり、調書番号⑱、⑲の下位レベルは、必要に応じて総合評価を行う評価の「テーマ」名となります。)
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
3. 21年度成立予算における政策評価体系図については、21年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(21年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
4. 22年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って22年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、22年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。(→新たな対策が盛り込まれることとなる新食料・農業・農村基本計画は、平成22年3月に策定される予定であり、今回の政策評価調書の公開に当たってお示しする政策体系は、旧基本計画に基づく暫定的な体系を記載しています。)
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。(→該当なし)
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。(→該当なし)